

株式会社が個人から不動産を遺贈により取得した場合の課税関係

個人が遺言を作成し、その所有する不動産を経営する株式会社に遺贈した場合、遺贈を受けた株式会社と経営者の相続人の双方に課税関係が生じます。例えば、個人甲が経営する(株)A（甲とその相続人のみが株主とします。）に対して不動産を遺贈した場合、(株)Aと甲の相続人に対する課税関係は以下の通りとなります。

1. 遺贈により不動産を取得した(株)Aに対する課税関係

相続税は、原則、個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合に課税されます。本件のように(株)Aが遺贈により甲から不動産を取得した場合は、(株)Aに被相続人甲に係る相続税の課税はありません（相法1の3）。ただし、不動産の遺贈を受けた(株)Aは無償で不動産を譲り受けたことになるので、その経済的利益（受贈益）の額、すなわち遺贈があった時の不動産の時価（時価）が遺贈を受けた日（甲の相続開始の日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入され、法人税が課税されます（法法22②）。

2. 不動産を遺贈した甲の相続人に対する課税関係

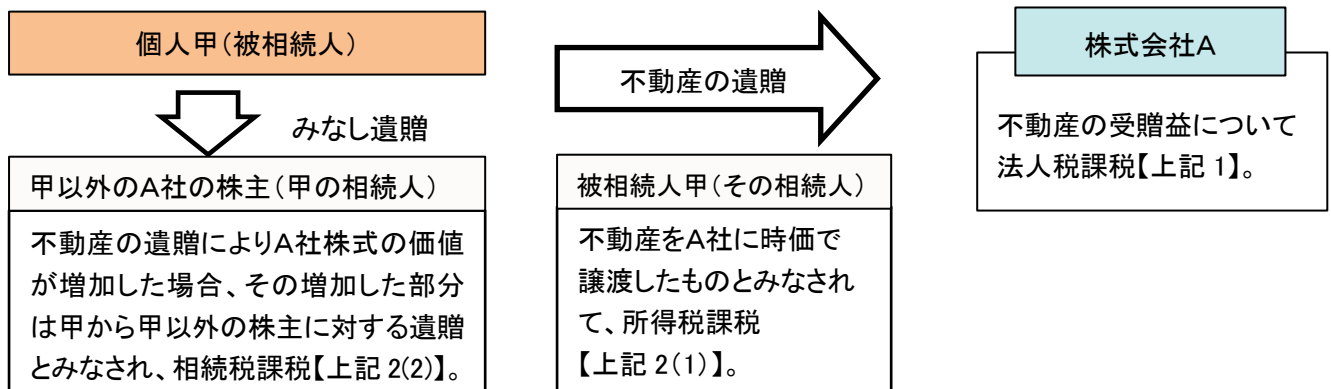
(1) 遺贈不動産に係る譲渡所得課税

(株)Aに対して不動産を遺贈した甲は、その不動産の遺贈があった時（甲の相続開始時）に、その時の価額（時価）で不動産譲渡があったものとみなされて所得税が課税されます（所法59①）。ただし、甲は遺贈時に死亡しているので、実際にはその納税義務を承継する相続人が、甲の相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に、甲の相続開始年分の所得税の確定申告書を提出し（準確定申告）、その申告期限までに遺贈不動産に係る譲渡所得税を納税する義務を負います（所法124）。

この場合において、準確定申告により甲の相続人が納めた所得税は、甲に係る相続税の課税価格の計算上、控除（債務控除）されます（相法13①一、14②、相令3一）。

(2) 不動産の遺贈を受けたことより(株)Aの株価が増加した場合の株主に対する相続税課税

(株)Aに対して甲から不動産の遺贈があった場合、(株)Aの所有資産が増加するため(株)A株式の価額が増加します。甲の相続人が甲の相続開始前から(株)Aの株主であった場合、甲以外の株主（甲の相続人）が有する(株)A株式の価額の増加額は、甲から遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象とされます（相法9、相基通9-2）。なお、この場合における(株)A株式の価額の増加額は、原則として財産評価基本通達により計算した(株)A株式の評価額を基に算定するものと考えられます。



以上のように個人（経営者）からその経営する会社に対し不動産の遺贈をした場合は、その遺贈を受けた会社や経営者の相続人に課税関係が生じます。遺贈する不動産の時価によっては、会社や相続人に多大な税負担を負わせる結果となりますので、実行にあたっては慎重な検討が必要です。